破産手続廃止

平成２２年（フ）第２０号
長崎県松浦市志佐町庄野免482番地１
破産者　株式会社緒方組
１　決定年月日　平成23年８月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長崎地方裁判所平戸支部破産係

平成２２年（フ）第３８号
広島市安芸区中野４丁目36番８号
破産者　有限会社新海設備工業
１　決定年月日　平成23年８月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第６号
愛媛県宇和島市大浦甲201番地１
破産者　マルダイ有限会社
１　決定年月日　平成23年８月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松山地方裁判所宇和島支部

平成２３年（フ）第６４４号
東京都武蔵野市境南町３丁目14番11号美船ハイツＡ棟106
破産者　紺野　好美
１　決定年月日　平成23年８月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第８３号
三重県伊勢市岩渕２丁目８番９号
破産者　株式会社奥村パール
１　決定年月日　平成23年８月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２２年（フ）第８７号
三重県伊勢市大倉町1553番地87
破産者　奥村　正洋
１　決定年月日　平成23年８月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２３年（フ）第２号
三重県伊勢市河崎１丁目５番46号、開始決定時の住所三重県伊勢市神社港36番地
破産者　名倉　洋一
１　決定年月日　平成23年８月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２３年（フ）第３６号
三重県伊勢市有滝町1934番地、住民票上の住所三重県伊勢市西豊浜町5440番地
破産者　中西　利通
１　決定年月日　平成23年８月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２３年（フ）第２０号
岡山市中区海吉2017番地２
破産者　竹原　洋行
１　決定年月日　平成23年８月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２１号
岡山市中区海吉2017番地２
破産者　竹原多美子
１　決定年月日　平成23年８月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２０年（フ）第８４号
山口県長門市西深川733番地の１
破産者　山陰産業有限会社
１　決定年月日　平成23年８月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山口地方裁判所萩支部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２２年（フ）第８６８号
静岡県榛原郡吉田町住吉2546番地の２
破産者　大石　和彦
１　決定年月日　平成23年８月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１３９号
広島市安佐南区沼田町大字伴6785番地　原田ハイツＢ棟102、開始決定時の住所広島市安佐南区祇園１丁目20番11―４号
破産者　羽田野典史
１　決定年月日　平成23年８月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１４０号
広島市安佐南区沼田町大字伴6785番地　原田ハイツＢ棟102、開始決定時の住所広島市安佐南区祇園１丁目20番11―４号
破産者　羽田野ナツコ
１　決定年月日　平成23年８月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１８９号
広島市東区中山北町１番５号
破産者　平川　秋子
１　決定年月日　平成23年８月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第４１７号
岩手県岩手郡岩手町大字川口第６地割33番地５
破産者　佐々木テイ子
１　決定年月日　平成23年８月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２３年（フ）第２４８号
岩手県奥州市江刺区米里字笹ノ田17番地１
破産者　吉田　良一
１　決定年月日　平成23年８月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第２３号
滋賀県長浜市元浜町５番12号、開始決定時の住所滋賀県長浜市小堀町66番地
破産者　小笠原　亮
１　決定年月日　平成23年８月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所長浜支部破産係

平成２２年（フ）第７０２号
大分市大字横尾3110番地の51
破産者　多田　和俊
１　決定年月日　平成23年８月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２２年（フ）第３３９号
宮崎市下北方町花切5678番地１　メゾン花咲壱番館201号、住民票上の住所宮崎市下北方町観音免651番地12
破産者　木村　　登
１　決定年月日　平成23年８月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係